

よこはま防災力向上マンション認定制度  
マンション防災アドバイザー登録要領

制定 令和4年4月11日（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、よこはま防災力向上マンション認定制度マンション防災アドバイザー派遣要綱（以下「派遣要綱」という。）第7条に基づき、マンション防災アドバイザーの登録に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の意義は、よこはま防災力向上マンション認定制度要綱及び派遣要綱の例による。

（マンション防災アドバイザーの募集）

第3条 マンション防災アドバイザーの募集は、よこはま防災力向上マンション認定制度マンション防災アドバイザー派遣の実施期間内において随時行うものとする。

（登録の要件）

第4条 マンション防災アドバイザーの登録を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、市長が次の各号のすべてに該当するものと同等以上の知識及び経験を有すると認める場合はこの限りでない。

- (1) マンションの防災対策に関する十分な知識を有し、対象団体に対し、適切な指導及び助言ができること
- (2) マンションが行う防災活動に対し、指導及び助言を行う等の実務経験を2年以上有すること
- (3) 地方公共団体等の官公庁又は企業等において、防災に関する管理監督的立場としての実務経験を2年以上有すること

（事前協議）

第5条 マンション防災アドバイザーの登録を受けようとするものは、登録の申請を行う前に、あらかじめ市長と事前協議を行わなければならない。

（登録の申請）

第6条 マンション防災アドバイザーの登録を受けようとするものは、登録申請書（第1号様式）により、市長に申請するものとする。

（登録の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、登録の可否を決定し、登録決定通知書（第2号様式）又は不登録決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（登録事項の変更）

第8条 マンション防災アドバイザーの登録を受けたものは、登録内容に変更があった場合には、すみやかに登録内容変更届出書（第4号様式）を市長へ提出しなければならない。  
（マンション防災アドバイザーの禁止行為）

第9条 マンション防災アドバイザーは、対象団体に対し、営利目的又は政治思想、宗教の教義等を広める目的で支援を行ってはならない。

2 マンション防災アドバイザーは、支援により知り得た情報は他に漏らしてはならない。また、その任を離れた後も同様とする。

（登録の取消し）

第10条 市長は、マンション防災アドバイザーの登録を受けたものが次のいずれかに該当した場合には、当該登録を取り消すことができる。

(1) 登録の申請の内容等に虚偽の内容が認められた場合

(2) マンション防災アドバイザーの登録を受けたものから、登録の取消しの申出があった場合

(3) 著しく社会的信用を損なう等、マンション防災アドバイザーとしてふさわしくないと認められる場合

(4) マンション防災アドバイザーの禁止行為を行った場合

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、登録取消通知書（第5号様式）により当該マンション防災アドバイザーに通知するものとする。

（登録の有効期間）

第11条 登録の有効期間は、第7条の規定による登録決定通知書に記載された日から2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

（指導及び助言）

第12条 市長は、マンション防災アドバイザーの登録を受けたものに対し、この要領の施行のために必要な限度において、指導及び助言を行うことができる。

附則

（施行期日）

この基準は、令和4年4月11日から施行する。

第1号様式（第6条）

年 月 日

横浜市長

住所  
団体名  
代表者氏名

登録申請書

よこはま防災力向上マンション認定制度マンション防災アドバイザー登録要領第6条に基づき、マンション防災アドバイザーの登録について、次のとおり申請します。

支援が可能な内容 ※該当するものにすべて○を付けてください。	防災組織に関する検討
	防災マニュアルに関する検討
	防災訓練に関する検討
	飲料水等の備蓄や防災資機材の備えに関する検討
	地域との協力体制や防災訓練に関する検討
	浸水対策に関する検討
	その他（ ）

【これまでの実績等

(1) マンションの防災活動に対する指導及び助言の実績	
(2) 地方公共団体等の官公庁又は企業等における、防災に関する管理監督的な立場としての実績	

- 本申請書や「マンション防災アドバイザー プロフィール(閲覧用)」の内容等について、市民に対して情報提供することを承諾します。
- 登録を受けるにあたり、よこはま防災力向上マンション認定制度マンション防災アドバイザー派遣要綱及びよこはま防災力向上マンション認定制度マンション防災アドバイザー登録要領を遵守します。
- 登録が取り消され、既に派遣に係る費用が発生し、費用の返還を命じられた場合は、当該費用を負担します。

※適宜様式を変更して使用することができます。

第2号様式（第7条）

第 号  
年 月 日

住所

団体名

代表者氏名

横浜市長

登録決定通知書

年 月 日に申請のありました、マンション防災アドバイザーの登録について、よこはま防災力向上マンション認定制度マンション防災アドバイザー登録要領第7条に基づき、マンション防災アドバイザーの登録を決定したので、通知します。

住所	
団体名	
代表者氏名	
支援が可能な 内容	防災組織に関する検討
	防災マニュアルに関する検討
	防災訓練に関する検討
	飲料水等の備蓄や防災資機材の備えに関する検討
	地域との協力体制や防災訓練に関する検討
	浸水対策に関する検討
	その他（ ）

※適宜様式を変更して使用することができます。

第3号様式（第7条）

第 号  
年 月 日

住所

団体名

代表者名

様

横浜市長

不登録決定通知書

年 月 日に申請のありました、マンション防災アドバイザーの登録について、よこはま防災力向上マンション認定制度マンション防災アドバイザー登録要領第7条に基づき、マンション防災アドバイザーの不登録を決定したので、通知します。

・不登録の理由

※適宜様式を変更して使用することができます。

年 月 日

横浜市長

住所

団体名

代表者氏名

登録内容変更届出書

マンション防災アドバイザーの登録について、登録内に変更が生じたため、よこはま防災力向上マンション認定制度マンション防災アドバイザー登録要領第8条に基づき、提出します。

【変更内容】（□に✓を入れてください）

住所・団体名・代表者氏名

支援が可能な内容

その他（                      ）

変更前	変更後

※適宜様式を修正して使用することができます。

第5号様式（第10条第2項）

第 号  
年 月 日

住所

団体名

代表者氏名 様

横浜市長

### 登録取消通知書

よこはま防災力向上マンション認定制度マンション防災アドバイザー登録要領第10条第2項に基づき、マンション防災アドバイザーとしての登録を取り消したので通知します。

住 所	
団 体 名	
代 表 者 氏 名	

・取消理由

※適宜様式を変更して使用することができます。